

## 茂原市農業委員会第10回総会議事録

1 開催日時 令和2年9月8日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 14名

1番	中村正明	2番	小高一夫
3番	湯浅公夫	4番	蕨直邦
5番	光橋正人(第二副小委員長)	6番	杉浦文子
7番	八角徳政	8番	高山多聞(第一副小委員長)
9番	秋葉仁喜(第二小委員長)	10番	鈴木幸雄(第一小委員長)
11番	鬼島一郎(職務代理)	12番	加藤古志郎
13番	石井利明(会長)	14番	浦島京子

出席推進委員 10名

矢部友一	古山光雄	早川昇一	渡邊滋樹
関谷正	富田和男	蒔田定雄	平野芳之
風戸茂樹	深山文雄		

4 事務局職員 6名

事務局長	高山浩二	局長補佐	丸島浩二
係長	東條成男	係長	鵜澤史樹
主査	吉田茂則	主事	酒井嵩文

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 3件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- ・第8回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

6 報告

地目変更登記申請に係る照会について  
農業者年金の加入推進について

## 7 総会要旨

局長

本日は第10回総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、3条申請3件、5条申請2件、第8回保留議案1件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、以上合計7件となります。そのほか報告事項がございます。

茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は6番杉浦委員と7番八角委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

それでは第1号議案です。申請地は弓渡字宮ノ下地先、畑2262㎡を売買しようとする申請です。買受人は弓渡の★★さん、売渡人は富里市の★★さんです。申請理由は、申請地は日照がよく、自宅から近く管理しやすいため、とのこと。買い受ける農地にて梅を栽培する計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、乾燥機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上従事となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用を極力少量にして、近隣への影響がないように努めるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は法目字木戸沖地先、畑141㎡を売買しようとする申請です。買受人は法目の★★さん、売渡人は法目の★★さんです。申請理由は、隣接地を耕作しており、規模拡大のため、とのこと。買い受ける農地にてネギの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラック、トラクター、コンバインを所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上従事となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法については飛散防止に配慮するとのことです。

その他、添付すべき必要書類にて併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は箕輪字鳥居崎地先、田39㎡を売買しようとする申請です。買受人は箕輪の★★さん、売渡人は箕輪の★★さんです。申請理由は、周辺の農地を耕作しているため、とのこと。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、

150日以上従事となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、地元農家組合や水利組合に加入しています。その他、添付すべき必要書類にて併せて確認しております。

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、1号議案から3号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。★★委員いかがですか。

★★委員 竹が繁茂している状態でしたが刈ってあり、元々同じ方が借りていたことでもありますので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 竹も刈られて耕作出来ると思いますので、よろしいと思います。

会長 1号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 ★★委員とも確認しており問題無いので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 この辺りは一面素晴らしいネギ畑でしたが、この頃は荒れてくるのが目立つようになってきました。その中で少しでも畑を広げて耕作するということですので、許可でよろしいと思います。

会長 2号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 今も★★さんが耕作しておりますので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 ★★委員の意見のとおり現在も★★さんが借りて問題無く耕作しています。

会長 3号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということで決定いたします。

続きまして農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

4号議案です。申請地は、法目字南沼地先、田482㎡です。法目の★★さんが本納の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は乗川の河川改修による用地買収のため、土地選定理由は高齢であり、現在の生活環境や生活基盤の変更を最小限に留めたいため、とのこと。事業計画としては、建築面積81.45㎡の住宅1棟と建築面積24.84㎡の車庫・物置を設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市都市計画課に地区計画の区域内における行為の届出が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は合併浄化槽処理後、河川へ放流します。赤目川土地改良区及び両総土地改良区より意見書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、上林字大台地先外2筆、畑2033㎡、農地と一体利用する農地以外の土地304.08㎡、合計2337.08㎡です。町保の★★さんが上林の★★さん外2名から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺に住宅が立ち並ぶ住宅地であり住環境が整っているため、とのこと。事業計画としては、区画面積平均229㎡の宅地を8区画造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は農地部分を切り盛りし整地、造成工事を行うとのこと。排水は合併浄化槽処理後、新設道路側溝へ放流します。★★自治会より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

- 会長 第二小委員長から報告をお願いします。
- 第二小委員長 審議の結果、4号議案から5号議案については許可相当となりましたので報告いたします。
- 会長 それでは順次審議します。4号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 用途地域内で第3種農地ですので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 乗川の拡張のためであり立地的にも問題無く、隣接者の同意確認も済んでいるということですので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 4号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺も住宅地になっており、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 先日現地も確認しました。許可相当でよろしいと思います。

- 会長 5号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたします。
- 続きまして第8回総会保留議案についてであります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号、令和2年7月7日開催 第8回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。
- 7月7号議案です。申請地は、本納字南新田地先外3筆、田211㎡、畑459㎡、計670㎡です。茨城県の★★さんが本納の★★さんから土地を賃借権の設定により借り受けて太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、十分な日照が得られ事業を行うのに条件が揃っているため、とのこと。事業計画としては、太陽光パネル172枚を設置します。
- その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。
- 先月総会では、一般基準にあります申請目的実現の確実性に係る他法令に基づく申請について、市都市計画課に確認したところ地域住民との関係構築を図っているが調整がついておらず確認継続中であつたため、地元の意見も重要視し、地域説明の確認が取れるまで審議保留となりました。
- その後も近隣住民への説明や自治会役員と関係構築を図っており、戸別説明の確認により9月半ばに地元説明会を予定しているとのこと。市都市計画課においても確認継続中とのこと。
- その他の許可基準の項目については、先月総会にてご審議いただいております。
- 説明は以上でございます。
- 会長 それでは審議に入らせていただきます。★★委員いかがですか。
- ★★委員 今月半ばに地元説明会を予定しているようですので、その説明会后、内容により判断にしたほうがよいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 地元の★★委員が近隣の事情を聞いたところ、近所の方は太陽光発電施設が出来ることは承知しているようです。ですがまだ結論が出ていないようですので、今月半ばに説明会があるのなら、それを待ってから結論を出したほうがよいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 この案件は既に7月、8月と、申請者は同じような話をしています。なぜこんなに時間がかかるのか、本当にやろうとしているのか。やろうというのであれば、アポイントをとれば何らかの回答が出るわけですね。来月まで様子を見ましようという意見ですが、私としては、一度仕切り直しをしていただきたいと思ひます。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 本来はきちんと地元説明もしてから申請すべきで、それであれば地元説明でOKになつてからまた申請を出してもらふのが筋ではないかと思ひます。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 この地域の住宅は、自治会の範囲内にはありますが自治会に加入しておらず任意の

班が作られているようです。事業者の方が地域を回って、それで問題無いということで、代表者の方の印鑑はもらってあるそうです。ただ、隣接の方でまだ直接会って確認していない方がいるため、9月中旬に話をまとめて説明するという事ですので、それで承諾を得れば問題無いかと思います。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               都市計画課でまだ同意を出していないのに、こちらが先行するのはどうかと思います。農地に支障が無いからと言ってもやはり都市計画課は周辺住民のことを考えて結論を出してくるわけですから、それを踏まえて判断したいと私は思います。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               やはりこれまでも実現の確実性を見る中で、太陽光発電のガイドラインにもありますように地域との関係構築ということで、地域の皆さんの確認をしてから判断するという事ですので、今回も例外無くやっていくべきだと思います。

会長                   6号議案ですが、地域の皆さんに丁寧な説明をして理解を頂いて実施していくのがベストという中で、今回9月の中旬に説明会を行うということが出ましたので、もう一回保留して、次回までの進展により判断するという事によろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、保留ということで決定いたします。

それでは続きまして7号議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。事務局の説明をお願いします。

事務局               議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。  
(内容等について説明する。)

会長                   説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは7号議案については承認ということにさせていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局               次の事案を報告

- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農業者年金の加入推進について

会長                   以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。